

財 関 第 211 号
令和4年3月29日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

ロシア連邦に対する奢侈品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出禁止措置を実施することが決定され、3月25日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和4年政令第122号)等が4月5日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙1)及び国際局長からの通知(別紙2)を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、輸出貨物の品名及び価格等が記載されている仕入書等の通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。
2. 税関における支払手段又は貴金属の輸出許可事務の事務処理については、関税局監視課と十分協議し、適切に処理すること。
3. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20220325貿局第2号
令和4年3月29日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを仕向地とする奢侈品の輸出禁止措置等について

上記の件について、令和4年3月29日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いたします。

政令第百二十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三中「第二号フ」の下に「及び第三号」を加え、同項第一号の四中「二〇」を「一、二〇」に、「から三五の四まで、四四及び四五」を「から三七まで、四〇、四一及び四三から四五まで」に改め、同項第一号の五中「第四条第二項第二号ホ」を「第四条第二項第二号へ」に改め、同項第一号の六中「第二号フ」の下に「及び第三号」を加える。

第四条第二項第二号ニ中「又はロシア」を削り、同号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするもの

第四条第二項第四号ただし書中「場合を除く」を「場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出しようとする場合を除く」に改める。

別表第二の三第二号中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改め、同表に次の一号を加える。

三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

イ アルコール飲料及びエチルアルコール

ロ 葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）

ハ 香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メイキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類

ニ トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品

ホ 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品

ヘ じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

ト つづれ織物

チ スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のシヨールその他の衣類附属品

リ スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物

ヌ 革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）

ル 磁器製の食卓用品その他の陶磁製品

ヲ ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）

ワ 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金

属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張つた金属の製品

カ 船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）

ヨ 乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品

タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを

除く。)

レ 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品

ソ グランドピアノ

ツ 美術品、収集品及びこつとう

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>三 別表第二の三（<u>第二号フ及び第三号を除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の<u>一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。</u>）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、<u>経済産業大臣が告示で定める区域に限る。</u> <u>第四条第二項第二号へ</u>において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>三 別表第二の三（<u>第二号フを除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の<u>二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。</u>）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、<u>経済産業大臣が告示で定める区域に限る。</u> <u>第四条第二項第二号ホ</u>において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出</p>

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フ及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一（略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき、ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一（略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき、ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第

二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの
ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシを仕向地とするもの

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ト 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三 (略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に出国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出しようとする場合

二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの
ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの

(新設)

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三 (略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に出国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

を除く。

3・4 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

- 一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物
 - 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)
- イソフ (略)

三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前二号に掲げる貨物を除く。)

イ アルコール飲料及びエチルアルコール

ロ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)

ハ 香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、

メイキヤツプ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類

ニ トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品

ホ 毛皮製のオーバークートその他の毛皮製品

ヘ じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

ト つづれ織物

チ スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品

リ スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物

3・4 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

- 一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物
- 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

イソフ (略)

(新設)

- ヌ 革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）
- ル 磁器製の食卓用品その他の陶磁製品
- ヲ ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）
- ワ 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張った金属の製品
- カ 船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動車データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
- ヨ 乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品
- タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのない有しない保護用マスクを除く。）
- レ 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品
- ソ グランドピアノ
- ツ 美術品、収集品及びこつとう

財国第894号
令和4年3月29日

関税局長 阪 田 渉 殿

国際局長 三 村 淳

外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る
支払手段及び貴金属の輸出規制について

標記について、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置を導入することとした。

これを受けて、令和4年3月29日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第19条第1項及び第2項の規定に基づく下記の財務省告示を改正の上、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（外為法第6条第1項第7号イに掲げる銀行券及び政府紙幣に限る。以下同じ。）及び貴金属（外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。以下同じ。）の輸出を財務大臣の許可制とし、令和4年4月5日より適用することとした。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号。以下「支払手段等告示」という。）
- ・外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号。以下「貴金属告示」という。）

上記措置については、今般、総務省、観光庁及び資源エネルギー庁に対して別添事務連絡を送付したので、税関においても、閣議了解及び外為法の規制の趣旨を踏まえ、国際局と連携の上、以下のとおり適切に対応願いたい。

1. 支払手段又は貴金属の輸出に係る措置

イ ロシア連邦を仕向地とする支払手段又は貴金属の輸出に関して、外国為替令（昭和55年政令第260号）第8条第2項に基づく財務大臣に対する許可の申請があった場合には、「支払手段等の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日付財国第2466号）及び「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日付財国第

3363号)に基づき、適切に処理すること。

ロ 旅客による支払手段の輸出について、許可の要否を判断するに当たっては、当該旅客の渡航目的、渡航期間及び当該支払手段の用途等を勘案しつつ、支払手段等告示第二号イ又はロのいずれかに該当するか否かの確認を行うこと。また、郵送による支払手段の輸出については、差出人に対して送金目的を確認し、支払手段等告示第二号イ又はロのいずれかに該当するか否かの確認を行うこと。

ハ 貴金属の輸出について、貴金属告示別表第二の解釈及び取扱いは、経済産業省通達「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付輸出注意事項62第11号)の4-2-4に定めるところに準じて行い、許可の要否を判断すること。

2. その他

本通達にしたがって対応することが困難な事案が発生した場合には、個別に国際局と協議及び調整をすること。

【資料】

1. 総務省に対する事務連絡「外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について」
2. 観光庁に対する事務連絡「外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について」
3. 資源エネルギー庁に対する事務連絡「外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について」

令和4年3月29日

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課国際企画室長 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について

標記について、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置が導入されることとなりました。

これを受けて、財務省は、令和4年3月29日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第19条第1項及び第2項の規定に基づく下記の財務省告示を改正の上、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出を財務大臣の許可制とし、令和4年4月5日より適用することとしました。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）

（注1）10万円以下、かつ、人道目的のもの等、一定の適用除外規定があります。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）

（注2）本人が携帯品又は職業用具等として携帯して輸出する場合等、一定の適用除外規定があります。

つきましては、貴省が監督する日本郵便株式会社において、別添のリーフレットを活用しつつ、上記の改正告示の趣旨を踏まえた適切な対応が行われますようお願いいたします。

【参考資料】

1. 令和4年3月29日付報道発表資料
2. 外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）
3. 外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）
4. リーフレット「ロシア連邦へ郵便物を送られる方へ」

ロシア連邦に郵便物を送られる方へ (支払手段・貴金属の輸出禁止措置)

令和4年4月5日から、外為法に基づき、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出については、原則として、財務大臣の許可が必要となりました。

この輸出には、国際郵便による現金の送金や貴金属の送付も含まれます。

○例外（財務大臣の許可を受ける必要がない支払手段の輸出）

以下に掲げる支払手段は、財務大臣の許可を受けていなくても、輸出することができます。

- 1 ロシア連邦に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるもの
- 2 ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであって、次に掲げるもの（10万円に相当する額以下のものに限る。）
 - ① ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
 - ② ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

○貴金属の範囲

「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物であって以下に該当するものをいいます。

- 1 「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金（金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。）であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものをいいます。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含みます。
- 3 「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。

（注）本人が携帯品として携帯して輸出する場合など、一定の要件に該当する輸出には財務大臣の許可は不要です。なお、上記1～3に該当しない物であっても、輸出にあたり経済産業大臣の承認を要する場合がありますので、ご留意願います。

お問合せ先
財務省国際局調査課 外国為替室
電話：03-3581-4111（内線）5289

令和4年3月29日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について

標記について、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置が導入されることとなりました。

これを受けて、財務省は、令和4年3月29日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第19条第1項及び第2項の規定に基づく下記の財務省告示を改正の上、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出を財務大臣の許可制とし、令和4年4月5日より適用することとしました。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）

（注1）10万円以下、かつ、人道目的のもの等、一定の適用除外規定があります。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）

（注2）本人が携帯品又は職業用具等として携帯して輸出する場合等、一定の適用除外規定があります。

つきましては、貴庁が所管の旅行業者に対し、別添のリーフレットを活用しつつ、上記の改正告示の趣旨を踏まえた適切な対応が行われますよう周知方お願いいたします。

【参考資料】

1. 令和4年3月29日付報道発表資料
2. 外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）
3. 外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）
4. リーフレット「ロシア連邦を目的地とする旅行の手配に関する留意事項について」

ロシア連邦を目的地とする旅行の手配に関する 留意事項について（支払手段・貴金属の輸出禁止措置）

令和4年4月5日から、外為法に基づき、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出については、原則として、財務大臣の許可が必要となりました。

旅行者に対しても、上記措置の周知をお願いします。

○例外（財務大臣の許可を受ける必要がない支払手段の輸出）

以下に掲げる支払手段は、財務大臣の許可を受けていなくても、輸出することができます。

- 1 ロシア連邦に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるもの
- 2 ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであって、次に掲げるもの（10万円に相当する額以下のものに限る。）
 - ① ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
 - ② ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

○貴金属の範囲

「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物であって以下に該当するものをいいます。

- 1 「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金（金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。）であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものをいいます。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含みます。
- 3 「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。

（注）本人が携帯品として携帯して輸出する場合など、一定の要件に該当する輸出には財務大臣の許可は不要です。なお、上記1～3に該当しない物であっても、輸出にあたり経済産業大臣の承認を要する場合がありますので、ご留意願います。

お問合せ先
財務省国際局調査課 外国為替室
電話：03-3581-4111（内線）5289

令和4年3月29日

資源エネルギー庁 鉱物資源課長 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について

標記について、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置が導入されることとなりました。

これを受けて、財務省は、令和4年3月29日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第19条第2項の規定に基づく下記の財務省告示を改正の上、ロシア連邦を仕向地とする貴金属の輸出を財務大臣の許可制とし、令和4年4月5日より適用することとしました。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）

（注）本人が携帯品又は職業用具等として携帯して輸出する場合等、一定の適用除外規定があります。

つきましては、ロシア連邦を仕向地とする貴金属の輸出に係る措置について、貴庁が所管の金地金等取引事業者に対し、別添のリーフレットを活用しつつ、上記の改正告示の趣旨を踏まえた適切な対応が行われますよう周知方お願いいたします。

【参考資料】

1. 令和4年3月29日付報道発表資料
2. 外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）
3. リーフレット「ロシア連邦を仕向地とする貴金属の輸出禁止措置について」

ロシア連邦を仕向地とする 貴金属の輸出禁止措置について

令和4年4月5日から、外為法に基づき、ロシア連邦を仕向地とする貴金属の輸出については、原則として、財務大臣の許可が必要となりました。

金の地金等の売買を行う顧客に対しても、上記措置の周知をお願いします。

○貴金属の範囲

「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物であって以下に該当するものをいいます。

- 1 「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金（金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。）であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものをいいます。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含みます。
- 3 「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。

（注）本人が携帯品として携帯して輸出する場合など、一定の要件に該当する輸出には財務大臣の許可は不要です。なお、上記1～3に該当しない物であっても、輸出にあたり経済産業大臣の承認を要する場合がありますので、ご留意願います。

お問合せ先
財務省国際局調査課 外国為替室
電話：03-3581-4111（内線）5289